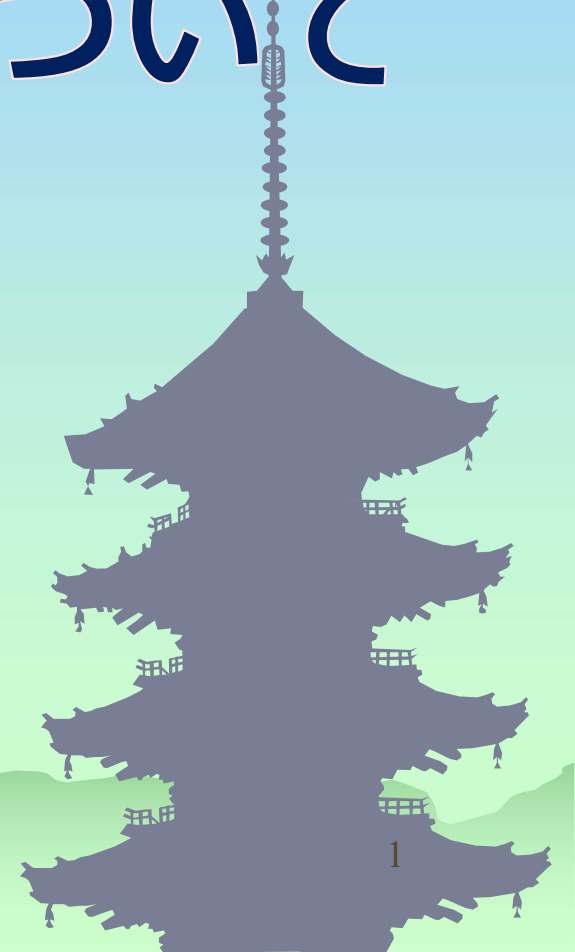
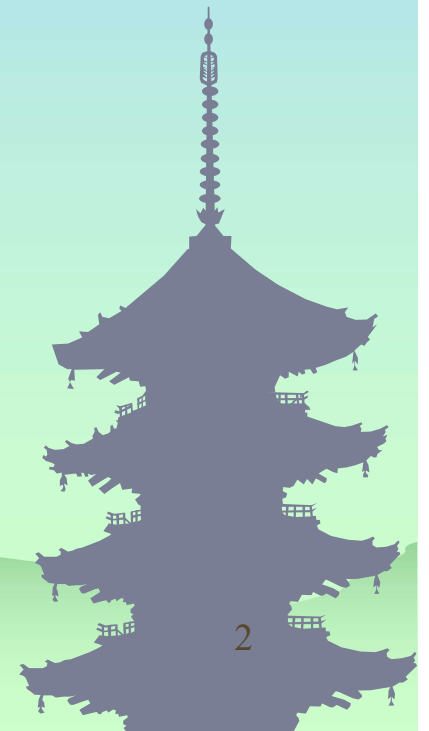


京都市における 再犯防止の取組について

令和3年12月20日(月)
近畿ブロック協議会資料
(京都市 保健福祉総務課)



京都市地域再犯防止推進 モデル事業について (平成30年度～令和2年度)



平成30年度

令和元年度

令和2年度

1. 実態調査

- ・保護司アンケート調査
(平成31年2月)
- ・矯正施設ヒアリング調査
(平成31年3月)

- ・当事者等ヒアリング調査
(令和元年8月～令和2年3月)

2. モデル支援

- ・「寄り添い支援」の実施
(令和元年6月～)
- ・ハンドブック「つなぐつながる」
の発刊
(令和元年12月)

- ・「寄り添い支援」の実施
(～令和2年9月)

3. 再犯防止推進会議

- ・設置・開催1回目
(令和2年2月)

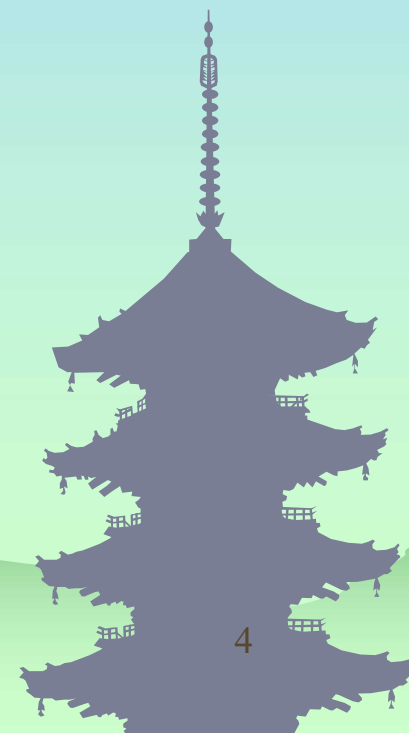
- ・2回目(令和2年8月)
- ・3回目(令和2年11月)
- ・4回目(令和3年3月)

4. 計画の策定

- ・PTで計画に掲げる施策
の方向性について議論
(令和元年12月)

- ・計画素案とりまとめ
(令和2年11月)
- ・パブリックコメントの実施
(令和3年1月～2月)
- ・計画の策定
(令和3年3月)

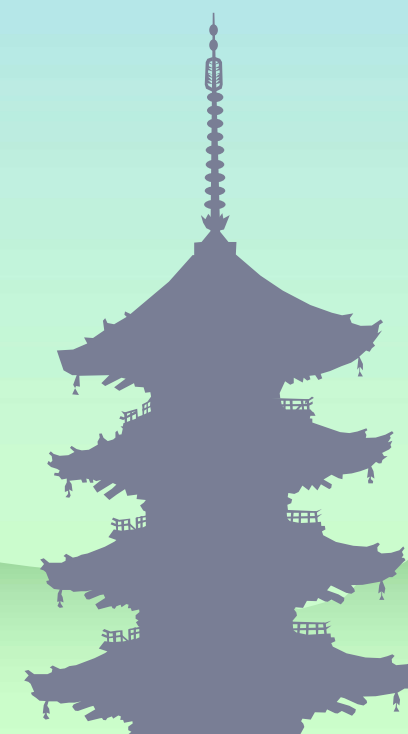
京都市における再犯防止 の取組について (令和3年度)



「京都市再犯防止推進計画」の重点推進施策

- ・ 52の具体的な施策のうち、
以下5施策を重点的に取り組む施策に位置づけ。

- ①刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進
- ②ハンドブック「つなぐ つながる」を活用した
相談・支援機関につながりやすい環境整備
- ③民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える
若年者の居場所づくりの推進
- ④再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた
市民・事業者等への啓発
- ⑤京都の文化力をいかした矯正施設入所者等
に対する更生意欲等の喚起



重点推進施策①

刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進

(1)更生支援相談員 1 名（会計年度任用職員）を新たに配置

刑事司法関係機関等が適切な福祉関係機関等に迅速・円滑に相談・調整が行えるようサポートを行う。（令和 3 年 4 月～）

(2)刑事司法関係機関等と連携した研修会の開催

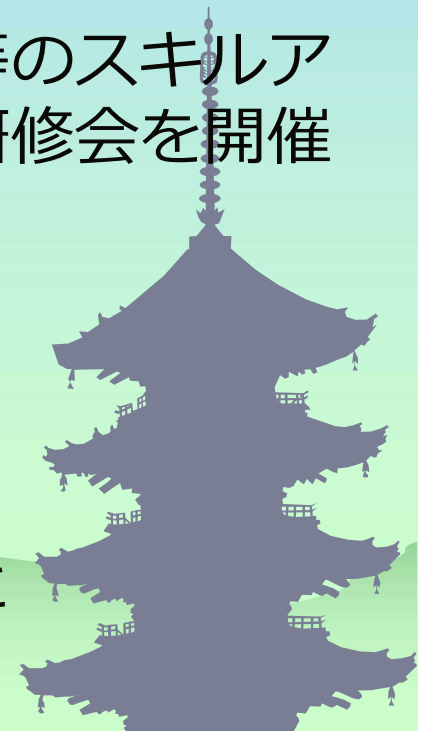
刑事司法関係機関，福祉関係機関，本市関係課等のスキルアップと顔の見える関係づくり等を推進するため，研修会を開催する。（令和 3 年度は 2 回開催予定）

【第1回：令和 3 年 11 月 30 日開催】

講師：京都保護観察所（参加人数 54 名）

【第2回：令和 4 年 1 月下旬開催予定】

講師：京都府地域生活定着支援センターふいっと



重点推進施策②

ハンドブック「つなぐ つながる」を活用した
相談・支援機関につながりやすい環境整備

～新たなスタートをする方への応援ハンドブック～

地域再犯防止推進モデル事業として、令和元年12月に作成したハンドブック「つなぐ つながる」について、**刑事司法関係機関等の協力を得て、令和3年度は掲載内容の充実を図るとともに、配布先の拡大（近畿圏内の矯正施設等）を行う予定。**

（参考）ハンドブック「つなぐ つながる」について

【事業開始】 令和元年12月

【配布対象】 ・京都市内が帰住先となる京都刑務所からの満期出所者
・京都市内に居住する保護観察対象者

【配布実績】 令和元年度：181部

令和2年度：566部



重点推進施策③

民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える 若年者の居場所づくりの推進

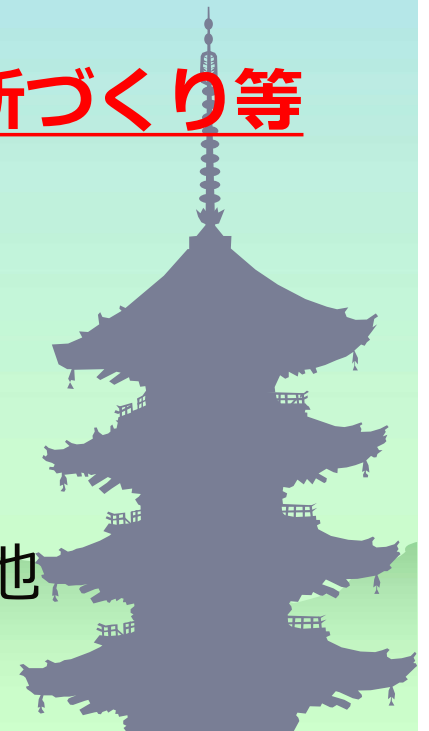
地域再犯防止推進モデル事業として、民間団体と連携して、生きづらさを抱える若年女性に対する居場所づくりや寄り添い支援に取り組んできたが、継続した取組が効果的であることから、民間団体による若年者を対象とした再犯防止に資する居場所づくり等を促進する。

●「京都市生きづらさを抱える若年者の居場所づくり等 支援事業補助金」を創設（令和3年6月）

2 団体に交付決定

【補助決定した取組内容】

- ・ アセスメント等を通じた就労支援
- ・ 専門家（保健師や心理士等）による個別相談 他



(1)市民しんぶん（約 6 5 万部発行）に特集記事を掲載

[illegible]

重点推進施策④－２ 再犯防止・更生支援に関する理解促進 に向けた市民・事業者等への啓発

(2)人権啓発パネル展「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現を目指して」を開催（令和3年8月）

【開催場所】ゼスト御池地下街

※人権月間（12月）には，区役所でも同様のパネル啓発を予定



重点推進施策④ー3 再犯防止・更生支援に関する理解促進 に向けた市民・事業者等への啓発

(3)企業向け人権啓発講座～「協力雇用主」という社会貢献～ の開催（令和4年2月）

協力雇用主の登録拡大に向け，市内の協力雇用主や京都保護観察所の統括保護観察官等によるパネルディスカッションを開催予定

(4)人権総合情報誌「きょう☆COLOR」

（令和3年5月号）において，
協力雇用主の紹介記事等を掲載

協力雇用主の取組紹介や募集
記事等を掲載



人権総合情報誌
2021.5 vol.14

きょう☆COLOR

私たち、企業市民
水ごちゃんからのお知らせ
～協力雇用主を募集しています～

協力雇用主とは
犯罪や再犯をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や再犯をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業者の方です。

協力雇用主の現状
現在、全国に約23,000社の協力雇用主がいらっしゃいますが、実際に犯罪や再犯をした人を雇用していただいている事業主は、そのうち約1,500社に留まっています。また、建設業、サービス業、製造業が全体の割合を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の割合を占めています。犯罪や再犯をした人の円滑な社会復帰・職業定着のためには、事業者の方々の適切なマタリングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々に登録いただきたいと思います。

協力雇用主の負担を軽減する制度があります
刑務所出所者等を雇用して労働に当たる協力雇用主に対して年間最大2万円を支援する刑務所出所者等就労奨励金制度など、協力雇用主の負担を軽減する国の支援制度があります。

刑務所出所者等就労奨励金制度
刑務所出所者等を雇用して労働に当たる協力雇用主に対して年間最大2万円を支援する刑務所出所者等就労奨励金制度など、協力雇用主の負担を軽減する国の支援制度があります。

就労・職業定着奨励金
刑務所出所者等を雇用して労働に当たる協力雇用主に対して年間最大48万円を支援する制度です。

就労継続奨励金
刑務所出所者等を雇用して労働に当たる協力雇用主に対して年間最大24万円を支援する制度です。

最元奨励金
刑務所出所者等を雇用して労働に当たる協力雇用主に対して年間最大200万円を支援する制度です。

トライアム奨励金
刑務所出所者等を雇用して労働に当たる協力雇用主に対して年間最大12万円を支援する制度です。

電気料助成金
刑務所出所者等を雇用して労働に当たる協力雇用主に対して年間最大2万4千円を支援する制度です。

事業再開助成金
刑務所出所者等を雇用して労働に当たる協力雇用主に対して年間最大200万円を支援する制度です。

協力雇用主という社会貢献、やってみませんか。
京都保護観察所では協力雇用主になっていただける事業者を募集しています。
詳しくは、お問い合わせください。迅速な対応を心がけています。
相談・問合せ 京都保護観察所 ☎075-441-5141

重点推進施策④－４ 再犯防止・更生支援に関する理解促進 に向けた市民・事業者等への啓発

(5)各種イベント等での再犯防止に関する啓発チラシの配布



(6)デジタルサイネージ等を活用した再犯防止に関する啓発



重点推進施策⑤ 京都の文化力をいかした矯正施設入所者等 に対する更生意欲等の喚起

● 京都少年鑑別所に在所している少年に対する伝統産業体験

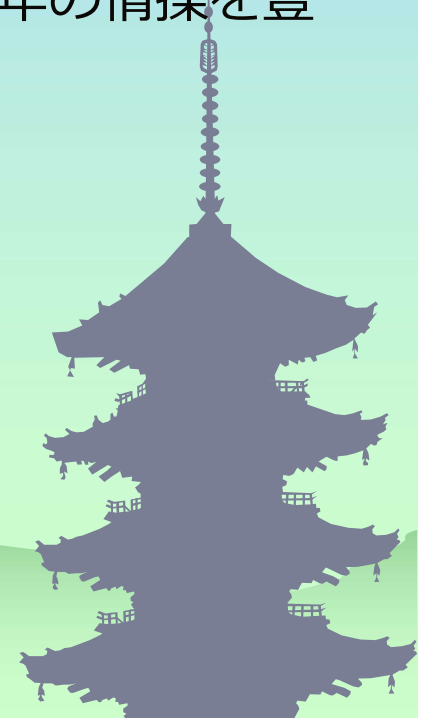
(令和3年7月, 令和3年10月, 令和3年12月)

【対象】 京都少年鑑別所に在所する少年

【目的】 日本の伝統的な文化や生活様式に密接に結びついている伝統産業を知り, その担い手である「職人」との出会い, また一つの物を作り上げる経験を通じて, 将来性・心の柔軟性に富む少年の情操を豊かにし, 自己肯定感等を高める。

【内容】 「和蠟燭」絵付け体験

【紹介メディア】 京都新聞, K B S 京都ラジオ



寄付のお願い

京都市では「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現」に向けた取組を推進するために、皆様からの寄付金を募っています。

いただいた寄付金は、罪を償い再出発しようとする人への支援等、再犯防止に係る取組に活用させていただきます。

皆様の温かい御支援をお願いします。

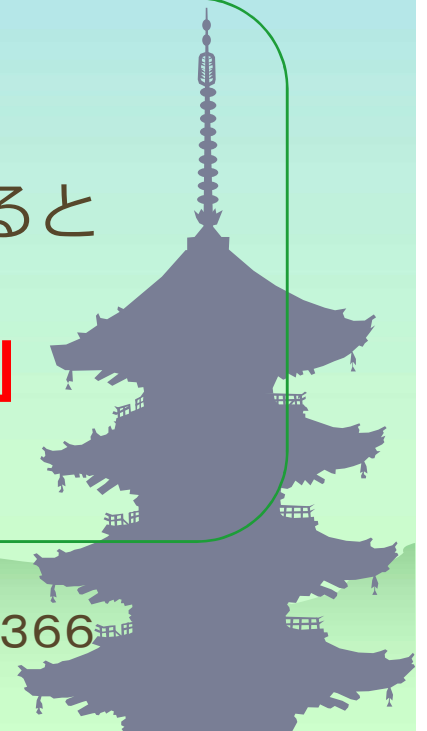
(参考)

- ・京都市ふるさと納税からも寄付が可能です！
- ・寄付金の使い道として、以下を選んでいただけると再犯防止の取組に活用されます。

**14 地域で「気づき・つながり・支える」
やさしさのあふれる共生社会の実現**

問合せ

京都市保健福祉総務課 ☎ 075-222-3366



ご清聴ありがとうございました。

詳細はホームページをご覧ください。

京都市 再犯防止

検索

